

ネットワイヤレス I o T ビジネスパートナープログラム規約

NEC ネットエスアイ株式会社

NEC ネットエスアイ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社がMVNOサービスとして提供する「ネットワイヤレス」の販売、営業活動等に関するパートナーシッププログラム「ネットワイヤレス I o T ビジネスパートナープログラム（NIBP）」（以下「NIBP」といいます。）について、この規約（以下「本規約」といいます。）に規定します。

第1条（NIBPの目的）

NIBPに参加する事業者（以下「パートナー」といいます。）と当社は、パートナーの各種製品（デバイス、センサー、アプリケーション等）と組み合わせてネットワイヤレスをエンドユーザに活用いただくため、緊密な協力関係を構築し、維持、強化を図るものとし

2 当社とパートナーは、それぞれが有するサービス情報、製品情報を提供する等して、相互に協力し、ネットワイヤレスに係る新しいサービスの創造を積極的に推進するものと

3 当社とパートナーは、協調し、ネットワイヤレス及びネットワイヤレスに係るサービスを販売推進するものとします。

第2条（本規約の適用）

当社とパートナーは、本規約に基づき、NIBPを遂行するものとします。

2 本規約の他、当社は、別途、NIBPに係る条件を提示し、又は、パートナーと契約を締結することができます（以下、当該条件及び契約をあわせて「個別条件」といいます。）。

3 本規約の規定と個別条件の規定の間に矛盾がある場合には、個別条件の規定が優先的に適用されるものとします。

第3条（契約の成立）

パートナーになろうとする事業者（以下「申込者」といいます。）は、本規約に同意のうえ、当社所定の手続に従ってNIBPに係る契約（以下「本件契約」といいます。）の申込みをするものとし、当該申込みに対し当社が承諾したときに、申込者と当社との間に本件契約が成立するものとします。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本件契約の申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示しません。

- (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
- (2) 申込者が法人でないとき

- (3) 申込者が当社が別に定める基準（製品の供給能力、保守・故障受付体制、技術支援体制等）を満たすことができないと認められるとき
- (4) 当社の業務遂行上又は技術上支障があるとき
- (5) 申込者の代表者、役員若しくは実質的に経営を支配する者又は従業員又は代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、反社会的勢力に該当するとき
- (6) その他当社が不適切と判断したとき

3 当社は、パートナーの承諾を得ることなく本規約を変更することができ、当該変更後は、変更後の本規約が適用されるものとします。なお、規約の変更は当社Webを通じて通知します。また、当該変更によってパートナーに何らかの損害が生じたとしても、当社は、一切の責任を負いません。

第4条（技術情報・サポートの提供）

当社は、パートナーがネットワイヤレスに係わる製品（以下、「パートナー製品」といいます。）の開発等を行うために必要と当社が認める技術上の情報（以下「技術情報」といいます。）を提供するほか、当社が適切と考えるサポート（以下「本サポート」といいます。）をパートナーに提供することがあります。

2 パートナーは、前項に従い当社から提供された技術情報及び本サポートに関して提供された情報を、パートナー製品の開発等のために必要な範囲内に限り利用することができます。

3 本サポートを提供するために費用が生じる場合であって、当該費用の全部又は一部のパートナーによる負担が妥当であると判断されるときは、当社は、事前協議のうえ、パートナーに当該費用の負担を求めることができます。

第5条（パートナーの義務等）

パートナーは、当社が提示するネットワイヤレスのサービス仕様等に基づき、自己の費用と責任において、NIBP遂行の為の業務を行うよう合理的な努力をするものとします。

2 パートナーは、当社の信用、評判等を毀損し、その他当社に営業上の損害を与える可能性のある行為を一切行わないものとします。

3 当社は、パートナー製品に対し、その性能、機能、接続性若しくは安全性又は製造、販売若しくはサポート等に係る一切について何ら保証責任を負うものではありません。

4 パートナー製品について、顧客その他の第三者からパートナー、当社、当社の販売店その他の第三者に対して何らかの請求がなされるか若しくは訴えが提起される等の紛争（知的財産権に関する紛争、製品の欠陥（設計上、製造上、表示・警告上の欠陥）に起因する紛争等を含みます。）が生じた場合、パートナーは、自己の費用と責任で当該紛争を処理解決するものとし、当社が当該紛争の処理に費用を支出した場合には、その費用を負担するものとします。当社は、当社の責に帰すべき事由による紛争であることを除き、当該

紛争によってパートナーに生じた損害につき一切の責任を負いません。

第6条（権利の帰属）

N I B Pの遂行過程で生じた発明、考案、意匠、ノウハウ、著作物等の成果（以下「発明等」といいます。）及び発明等に関する特許等の産業財産権、著作権その他の知的財産権（以下、あわせて「知的財産権」といいます。）の帰属については次のとおりとします。

（1）当社及びパートナーが共同で発明等を行った場合の当該発明等に関する知的財産権は、共有とし、その持分は均等とします。

（2）当社又はパートナーが単独で発明等を行った場合の当該発明等に関する知的財産権は、当該当事者に単独で帰属するものとします。

（3）前号に拘わらず、当社から提供を受けた技術情報に基づきパートナーが単独で行なった発明等について産業財産権の出願をする場合には、パートナーは、予めその内容を当社に通知して当該発明等の帰属等について事前に当社と協議しなければなりません。

2 前項第2号又は第3号に基づき知的財産権が当社又はパートナーに単独に帰属する場合、権利者は、相手方の求めに応じて、当該知的財産権の非独占的な実施を相手方に許諾するものとし、その条件は当社及びパートナー間で協議のうえ別途定めるものとします。

3 第1項第1号又は第3号により当社及びパートナーの共有となる知的財産権に係る出願、維持等の手続及びこれら手続に係る費用の分担は、当社及びパートナー間で協議のうえ別途定めるものとします。

第7条（守秘義務）

当社及びパートナーは、N I B Pの遂行上知る必要性を有する自己の役員及び従業員（以下、あわせて「従業員等」といいます。）に開示する場合を除き、相手方の書面による事前の承諾なくして、N I B Pに関連して相手方から秘密である旨を明示したうえで開示を受けた秘密情報（技術情報及び本サポートに関して提供された情報を含みますが、これらに限られません。）を第三者に開示、漏洩しないものとします。なお、当社及びパートナーは、従業員等又は相手方の書面による事前の承諾を得た第三者に対して、秘密情報を開示するときは、当該従業員等又は当該第三者に対して、本規約に基づき自己が負う義務と同等の義務を課すものとし、当該従業員等又は当該第三者が当該義務に違反した場合には、自己が本件契約に違反したものとみなされるものとします。

2 当社及びパートナーは、相手方の書面による事前の承諾なくして、秘密情報をN I B P遂行の目的以外に利用しないものとします。

3 当社及びパートナーは、N I B Pの遂行に合理的に必要な範囲内においてのみ、相手方から開示された秘密情報を複製することができるものとします。なお、複製物の取扱いについては秘密情報と同様とします。

4 当社及びパートナーは、本件契約が終了した場合又は相手方から返却を求められた場

合には、秘密情報が含まれる書面（前項により作成された複製物を含みます。）を遅滞なく返却するか、又は相手方の指示に従い廃棄するものとし、廃棄したときは速やかにその旨を相手方に書面で通知するものとします。

5 前四項に拘らず、次の各号の一に該当する秘密情報は、前四項に定める守秘義務の対象に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
- (2) 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
- (3) 被開示者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4) 被開示者が、開示された秘密情報によらず独自に開発した情報
- (5) 裁判所からの命令又はこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示を要求される情報

第8条（損害賠償）

パートナーは、本規約又は本件契約に違反したことにより当社に損害を与えた場合には、その損害に対して賠償の責を負うものとします。

2 当社は、N I B Pに関し、パートナー又は第三者において生じた損害について一切責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重過失がある場合にはこの限りではありません。

第9条（N I B Pの終了）

本規約の他の条項の定めにかかわらず、当社は、N I B Pをパートナーの同意を得ることなく、一週間前までの当社W e bを通じて事前通知を行うことによりいつでも終了することができるものとします。但し、当社の責に帰すべからざる事由により一週間前までの事前通知を行うことができない場合は、この限りではないものとします。なお、N I B Pが終了した場合、本件契約も自動的に終了するものとします。

第10条（当社からの本件契約の解除）

当社は、パートナーが次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、何らの通知・催告等を要せず、直ちに本件契約を解除できるものとします。

- (1) 本件契約の各条項の一に違反し、書面により相当期間を定めた催告を行った後、なお当該違反が是正されないとき
- (2) 振出した手形又は小切手が不渡りとなったとき
- (3) 仮差押、差押若しくは仮処分の命令・通知が発送され、競売の申し立てを受け、又は滞納処分を受けたとき
- (4) 支払いの停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特

別清算開始の申し立てがあったとき

(5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき

(6) 本件契約の成立後に第3条（契約の成立）第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(7) 本件契約以外の当社との契約につき、自己の責に帰すべき事由等により当社から解除を受けたとき

(8) 前各号のほか、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき、その他本契約の継続が著しく困難となる事由が生じたとき

第11条（パートナーからの本件契約の解除）

パートナーは、何らかの事情によりNIBPの遂行が困難となった場合、当社に対し、書面による解約を通知することにより直ちに本件契約を解約することができます。

第12条（有効期間）

本件契約の有効期間は、本件契約の成立日から1年間とし、終了日の1ヶ月前までに、パートナー又は当社から相手方に書面による解約の通知がない場合には、1年間自動延長するものとします。

2 パートナー又は当社は、前項に定める有効期間中であっても、相手方に1ヶ月前までに書面による通知を行うことにより、本件契約を解約することができます。

第13条（終了後の効果）

第5条（パートナーの義務等）第4項、第6条（権利の帰属）、本条及び第16条（譲渡の禁止）乃至第18条（合意管轄裁判所）は、本件契約終了後も有効とします。

2 第7条（守秘義務）は、本件契約終了後もなお3年間有効とします。

第14条（非拘束）

当社及びパートナーは、本件契約に違反しない限り、NIBPと同様の他のプロジェクト等への参加、遂行等、一切の行為を制限されないものとします。

第15条（代理関係等の否定）

当社及びパートナーは、相互に独立した契約者であり、本件契約により相手方の代理店、共同事業者、代理人としての権利を得るものではないものとします。

第16条（譲渡の禁止）

当社及びパートナーは、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本件契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供

してはならないものとします。

第17条（準拠法）

本件契約に関する準拠法は、日本国法とします。

第18条（合意管轄裁判所）

本規約及び本件契約に関する訴訟については、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（協議解決）

当社及びパートナーは、本規約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとします。

以上